

良い業者は、第三者機関を嫌がりません

「第三者機関や工事監理者の必要性は十分理解できるのですが、業者に対して悪いような気がして、その一歩が踏み出せません」山形の人々は人情に厚く、穏やかな風土がある性か、こんな悩みを打ち明けられることがよくあります。

買い物をするのにあれほどシビアに研究し、交渉する一方で、こと住宅に関してはまるで無防備なのですから驚きます。欠陥や手抜きをいやというほど見てきた私たちには歯がゆい気がします。しかし、みなさんが業者に遠慮する気持ちがわからないわけではありません。

そこで、山形版とも言える第三者機関の活用法を紹介します。展示場に行き

たり、業者と接触する場合は代理人を「友人か親戚の建築士」にする方法があります。要所要所のチェックや立会いはそれで済むと思います。

ただし、不具合の指摘や、基礎・構造の検査などは手直しが生じる場合があるので、お客さまが依頼した建築士であることを業者に告げる必要があります。

良心的な業者は、第三者の監理者が入ることを、決して嫌がりません。もし嫌がるような雰囲気がありましたら、注意して対処することをおすすめします。

住まいづくり代理人は、お客さまの事情を考慮し、様々に工夫をこらしながら対応しています。

業者がよく口にする「決まり文句」

(1) 大丈夫です。

何がどう大丈夫なのか、論理的な説明もなく繰り返す言葉。お客様を言いくめることが目的だと考えられます。

(2) 木は生き物だから狂いが出ます。

本来であれば、その狂いも計算のうえで作るのがプロの仕事です。学習能力の低い業者の言い訳です。

(3) 人間のやることですから。

人間がやることだから間違いがあってはならないのです。職人教育が徹底していない業者の言い訳にすぎません。

(4) それが当社の規定です。

規定の書類は出すことができませんし、習慣的に言っているだけで、何の根拠も裏付けもないのが実情です。

(5) この程度は許容範囲です。

許容範囲は受け取る側が決めるものです。施工精度の範囲はありますが、業者が言うべきことではありません。

(6) 構造的には問題ありません。

構造に問題がなければ、ほかに問題があっても良いことにはなりません。クレームで困ったときの言い訳です。